

森林環境譲与税の使途について

森林環境税および森林環境譲与税

平成 31 年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

森林環境税は、令和 6 年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として 1 人年額 1,000 円を市町村が賦課徴収しており、その税収の全額が森林環境所与税として都道府県・市町村に配分されます。森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。

当市の方針

当市では、森林環境譲与税を受け入れるため、平成 31 年 3 月、桜井市森林環境整備促進基金条例を制定しました。今後はこの基金を財源とし、森林情報調査、荒廃森林の整備、木材利用の促進や普及啓発、森林整備を行う人材の育成などを行っていきます。

活用状況

区分	令和元年度～ 令和 5 年度	令和 6 年度	計	令和 6 年度末 時点の活用率
活用額（円）	88,417,191	28,631,890	117,049,081	78.5%
譲与額（円）	110,764,000	38,411,000	149,175,000	

令和 6 年度の森林環境譲与税使途

事業名	事業内容	事業費（千円）
森林環境教育体験学習 推進事業	市内各小学校が実施する、森林環境教育に関わる体験学習の支援を目的とし補助金を交付。	340
桜井市地域林政アド バイザー事業	森林経営管理法に基づく意向調査、境界調査及び施業計画の策定を桜井市森林組合に委託。	6,974
桜井市森林整備業務委 託事業	施業が放置された森林について所有者と施業協定を締結し間伐を実施。	19,085
桜井市森林情報活用シ ステム改修事業	森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査の調査結果を桜井市が管理する森林情報活用システムへ反映。	660
都市公園施設修繕事業	奈良県産材を用いて、都市公園内の木製ベンチ座板の交換修繕を実施。	1,573
合計		28,632